

はじめに

この保険の特徴

保 険 種 類	終身保険
内 容	死亡に対する保障
保険金の種類	災害死亡保険金、死亡給付金、死亡保険金
保 険 期 間	終身
配 当 タ イ プ	5年ごと利差配当（積立配当）

この約款をご覧になるにあたって

①②③……の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください。

この備考も、約款の一部です。

第6条 死亡保険金の支払い

第6条 備考

① 当社は、次表に定めるところによって死亡保険金を支払います。

種 類	支払事由 (死亡保険金を支払う場合)	保険金額	受 取 人	免責事由（「支払事由」に該当しても死亡保険金を支払わない場合）
死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき①	死亡保険金額	死亡保険金受取人	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 2. 戦争その他の変乱②

① 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときには、死亡保険金を支払います。

② 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、死亡保険金の支払事由に該当し、かつ死亡保険金受取人のうちの一部の者が故意により被保険者を死亡させたときには、以下のとおり取り扱います。

ア	死亡保険金のうち、故意により被保険者を死亡させた死亡保険金受取人（以下、本項において、「故意により死亡させた受取人」といいます。）の受取割合分について	故意により死亡させた受取人には支払いません。 また、故意により死亡させた受取人が保険契約者と同一人である場合を除き、その積立金③を保険契約者に支払います。
イ	死亡保険金のうち、アによって支払われない分を除いた残額について	故意により死亡させた受取人以外の死亡保険金受取人に、それぞれの受取割合に応じて支払います。

② 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少なくないと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

③ 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

5年ごと利差配当付一時払特別終身保険普通保険約款

1 保障の開始について

第1条 保障の開始

① この保険契約の保障は、次の時に開始します。

保険料の受取りと承諾の時期	保障が開始する時（責任開始時）
当会社が、保険契約の申込みを承諾した後一時払保険料を受け取った場合	一時払保険料を受け取った時
当会社が、一時払保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込みを承諾した場合	被保険者に関する告知（第13条）の時または一時払保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時

② 第①項の保障が開始する日を契約日とし、保険期間はその日から起算します。

第2条 保険証券等の発行

- ① 当社は、保険契約の申込みを承諾したときには、当社の定めるところにより、保険証券または所定の通知書（以下「保険証券等」といいます。）を発行します。
- ② 保険証券等には保険契約を締結した日を記載せず、第1条第②項に定める契約日を記載します。

2 保険金・給付金の支払いについて

第3条 保険期間

保険期間の区分は次のとおりとします。

第1保険期間	契約日から起算した所定の期間
第2保険期間	第1保険期間の満了日の翌日から終身

第4条 災害死亡保険金の支払い

第4条 備考

① 当会社は、次表に定めるところによって災害死亡保険金を支払います。

種類	支払事由 (災害死亡保険金を支払う場合)	保険金額	受取人	免責事由(「支払事由」に該当しても 災害死亡保険金を支払わない場合)
災害死亡保険金	1. 被保険者が責任開始時 ^① 以後に発生した不慮の事故(別表1)による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内の第1保険期間中に死亡したとき ^② 2. 被保険者が、責任開始時 ^① 以後に発病した特定感染症 ^③ (別表2)を直接の原因として、第1保険期間中に死亡したとき	第2保険期間の死亡保険金額と同額	死亡保険金受取人 ^④	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 ^⑤ 8. 戦争その他の変乱 ^⑥

➡ 「対象となる不慮の事故(別表1)」「対象となる特定感染症(別表2)」
この約款の末尾に掲載しています

② 災害死亡保険金の支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。

1. 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、アまたはイに該当するときには、それぞれ以下のとおり取り扱います。

ア. 災害死亡保険金の支払事由に該当した場合で、かつ、死亡保険金受取人のうちの一部の者が故意により被保険者を死亡させたとき

a	災害死亡保険金のうち、故意により被保険者を死亡させた死亡保険金受取人(以下、本号において、「故意により死亡させた受取人」といいます。)の受取割合分について	故意により死亡させた受取人には支払いません。 また、故意により死亡させた受取人が保険契約者と同一人である場合を除き、その積立金 ^⑦ を保険契約者に支払います。
b	災害死亡保険金のうち、aによって支払われない分を除いた残額について	故意により死亡させた受取人以外の死亡保険金受取人に、それぞれの受取割合に応じて支払います。

^① 第1条(保障の開始)の規定により保障が開始する時をいいます。

^② 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときには、災害死亡保険金を支払います。

^③ 「発病した特定感染症」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。

- (1) 被保険者または保険契約者が、その特定感染症の症状を自覚または認識した時
- (2) 被保険者が、その特定感染症について医師の診察を受けた時
- (3) 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けた時

^④ 災害死亡保険金の受取人を死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。

^⑤ 被保険者が、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって死亡した場合、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、災害死亡保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

^⑥ 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

^⑦ その額が、死亡給付金額(第5条)のうち故意により死亡させた受取人の受取割合分の額を超える場合は、死亡給付金額のうち故意により死亡させた受取人の受取割合分の額を限度とします。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

イ、災害死亡保険金の支払事由に該当した場合で、かつ、死亡保険金受取人のうちの一部の者が重大な過失により被保険者を死亡させたとき

a	災害死亡保険金のうち、重大な過失により被保険者を死亡させた死亡保険金受取人（以下、本号において、「重過失により死亡させた受取人」といいます。）の受取割合分について	重過失により死亡させた受取人には支払いません ^⑧ 。
b	災害死亡保険金のうち、aによって支払われない分を除いた残額について	重過失により死亡させた受取人以外の死亡保険金受取人に、それぞれの受取割合に応じて支払います。

2. 被保険者が、責任開始時^①前に発生した原因によって責任開始時以後に死亡した場合でも、保険契約の締結の際の告知（第13条）等により、当会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因は責任開始時以後に発生したものとみなします。

第5条 死亡給付金の支払い

① 当会社は、次表に定めるところによって死亡給付金を支払います。

種類	支払事由 (死亡給付金を支払う場合)	給付金額	受取人	免責事由（「支払事由」に該当しても死亡給付金を支払わない場合）
死亡給付金	被保険者が第1保険期間中に死亡した場合 ^① で、かつ、災害死亡保険金の支払事由に該当しなかったとき ^②	既払込保険料相当額 (別表3)	死亡保険金受取人 ^③	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 責任開始時 ^④ の属する日から、3年以内における被保険者の自殺 2. 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 3. 戦争その他の変乱 ^⑤



「既払込保険料相当額（別表3）」

この約款の末尾に掲載しています

② 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、死亡給付金の支払事由に該当し、かつ、死亡保険金受取人のうちの一部の者が故意により被保険者を死亡させたときには、以下のとおり取り扱います。

ア	死亡給付金のうち、故意により被保険者を死亡させた死亡保険金受取人（以下、本項において、「故意により死亡させた受取人」といいます。）の受取割合分について	故意により死亡させた受取人には支払いません。 また、故意により死亡させた受取人が保険契約者と同一人である場合を除き、その積立金 ^{⑥⑦} を保険契約者に支払います ^⑧ 。
イ	死亡給付金のうち、アによって支払われない分を除いた残額について	故意により死亡させた受取人以外の死亡保険金受取人に、それぞれの受取割合に応じて支払います。

第4条 備考

^⑧ この場合、死亡給付金（第5条）のうち重過失により死亡させた受取人の受取割合分を当該受取人に支払います。

^① 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。

第5条 備考

^① 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当会社が認めたときには、死亡給付金を支払います。

^② 災害死亡保険金の支払事由には該当したが、災害死亡保険金の免責事由に該当したことによって災害死亡保険金が支払われなかった場合を含みます。

^③ 死亡給付金の受取人を死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。

^④ 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。

^⑤ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少なくないと当会社が認めたときには、当会社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

^⑥ 当会社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

^⑦ その額が、死亡給付金額のうち故意により死亡させた受取人の受取割合分の額を超える場合は、死亡給付金額のうち故意により死亡させた受取人の受取割合分の額を限度とします。

^⑧ 当該積立金は、第4条第②項第1号の積立金と重複して支払いません。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第6条 死亡保険金の支払い

① 当会社は、次表に定めるところによって死亡保険金を支払います。

種類	支払事由 (死亡保険金を支払う場合)	保険金額	受取人	免責事由(「支払事由」に該当しても死亡保険金を支払わない場合)
死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき ^①	死亡保険金額	死亡保険金受取人	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 2. 戦争その他の変乱 ^②

② 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、死亡保険金の支払事由に該当し、かつ、死亡保険金受取人のうちの一部の者が故意により被保険者を死亡させたときには、以下のとおり取り扱います。

ア	死亡保険金のうち、故意により被保険者を死亡させた死亡保険金受取人(以下、本項において、「故意により死亡させた受取人」といいます。)の受取割合分について	故意により死亡させた受取人には支払いません。 また、故意により死亡させた受取人が保険契約者と同一人である場合を除き、その積立金 ^③ を保険契約者に支払います。
イ	死亡保険金のうち、アによって支払われない分を除いた残額について	故意により死亡させた受取人以外の死亡保険金受取人に、それぞれの受取割合に応じて支払います。

第6条 備考

^① 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときには、死亡保険金を支払います。

^② 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

^③ 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

第7条 保険金および給付金の請求手続き

- ① 保険契約者または死亡保険金受取人は、保険金または給付金の支払事由が発生したことを知ったときには、当会社に通知してください。
- ② 死亡保険金受取人は、保険金または給付金の支払事由が発生したときには、すみやかに当会社の定める書類を提出して保険金または給付金を請求してください。



「当会社の定める書類」

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第 8 条 保険金および給付金の支払いの場所と時期**第 8 条 備考**

- ① 保険金および給付金は、第 7 条第②項に定める請求書類が当会社に到達した日の翌営業日からその日を含めて 5 営業日以内に当会社の本社で支払います。この請求書類が当会社に到達した日を、当会社が請求を受けた日とします（以下「請求日」といいます。）。
- ② 保険金または給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金または給付金の請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行ないます。この場合には、第①項の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。

号	確認が必要な場合	確認する事項
1	保険金または給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第 4 条（災害死亡保険金の支払い）、第 5 条（死亡給付金の支払い）または第 6 条（死亡保険金の支払い）に定める支払事由発生の有無
2	保険金または給付金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金または給付金の支払事由が発生した原因
3	告知義務違反に該当する可能性がある場合	当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4	この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	第 2 号および第 3 号に定める事項、第 16 条（重大事由による解除）第①項第 3 号アからオまでに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金もしくは給付金の請求時までににおける事実

- ③ 第②項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第①項および第②項にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数^①を経過する日とします。

① 第 1 号から第 4 号のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。

号	確認する事項	特別な照会や調査の内容	日数
1	第②項第 2 号から第 4 号に定める事項	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180 日
2	第②項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項	研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180 日
3	第②項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項	保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第②項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180 日
4	第②項各号に定める事項	日本国外における調査	180 日

- ④ 第②項および第③項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または死亡保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当会

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

- ⑤ 第②項または第③項の確認を行なう場合には、当会社は、保険金または給付金を請求した者に、その旨を通知します。

第9条 積立金の支払い

- ① 次のいずれかの事由によって死亡給付金または死亡保険金を支払わない場合には、当会社は、保険契約の積立金^①を保険契約者に支払います。ただし、積立金の額が死亡給付金額を超える場合には死亡給付金額を限度とします。
1. 責任開始時^②の属する日から、3年以内における被保険者の自殺
 2. 死亡保険金受取人^③の故意
 3. 戦争その他の変乱
- ② 保険契約者は、当会社の定める書類を提出して、積立金^①を請求してください。
- ③ 積立金^①の支払いの場所と時期については、第8条（保険金および給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。

 「当会社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第9条 備考

- ① 当会社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。
- ② 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。
- ③ 死亡保険金受取人が保険契約者と同一人である場合を除きます。

第10条 保険金および給付金の支払方法の選択

保険契約者^①は、保険金または給付金の一時支払いに代えて、当会社の定める取扱いの範囲内で、保険金または給付金について次のいずれかの支払方法を選択することができます。

1. 年金支払い（確定年金・保証期間付終身年金）
2. すえ置支払い

第10条 備考

- ① 保険金または給付金の支払事由発生後は、死亡保険金受取人とします。

3 社員配当（保険契約者への配当）について

第11条 社員配当金の計算

当会社は、毎事業年度末に、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、支払うべき社員配当金を計算します。

第12条 社員配当金の支払い

- ① 利差配当の社員配当金は、次の各号に該当する保険契約に対して次表のとおり支払います。この場合、第3号に該当する保険契約については、第2号に該当する保険契約より下回る金額とします。

号	対象となる契約	支払の方法
1	社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に契約日から5年ごとの年単位の契約応当日 ^① （以下「5年ごと応当日」といいます。）が到来しその日に継続している保険契約。	社員配当金の計算を行なった次の事業年度の5年ごと応当日から、当会社の定める率の利息を付けて積み立てておき、保険契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したときにその元利合計額を現金で支払います。

第12条 備考

- ① 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

号	対象となる契約	支払の方法
2	契約日から1年をこえて継続し、かつ、社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に発生した保険金または給付金の支払事由により保険金または給付金を支払うべき保険契約。ただし、直前の5年ごとと応当日から起算して1年以内に発生した保険金または給付金の支払事由により保険金または給付金を支払うべき保険契約は除きます。	現金で支払います。
3	契約日から2年をこえて継続し、かつ、社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に第2号以外の事由により消滅した保険契約。ただし、直前の5年ごとと応当日から起算して1年以内に消滅した保険契約は除きます。	

第12条 備考

- ② 当会社は、第①項に定める社員配当金とは別に、契約日から所定の年数を経過した保険契約に対して、社員配当金を支払うことがあります。
- ③ 社員配当金は、保険契約者^②に支払います。
- ④ 社員配当金の受取人は、当会社の定める書類を提出して、社員配当金を請求してください。
- ⑤ 社員配当金の支払いの場所と時期については、第8条（保険金および給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。

- ② 保険金または給付金を支払うときには死亡保険金受取人となります。

➡	「当会社の定める率の利息」 お取扱いの際の率によります
➡	「当会社の定める書類」 「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

4 告知義務と重大事由による解除について

第13条 告知義務

当会社が、保険契約の締結の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者^①は、その書面で告知してください。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第13条 備考

- ① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

第14条 告知義務違反による解除

- ① 保険契約者または被保険者^①が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向けて保険契約を解除することができます。
- ② 当会社は、保険金または給付金の支払事由が発生した後においても、第①項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、保険金または給付金を支払いません。また、すでに保険金または給付金を支払っていたときにはその返還を求めることができます。ただし、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、保険金または給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、保険金または給付金を支払います。
- ③ 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないま

第14条 備考

- ① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

す。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。

- ④ 死亡保険金受取人に解除の通知を行なうときには、当会社がそのうちの1人に対して行なった通知はその他の死亡保険金受取人に対してもその効力を有するものとします。
- ⑤ 当会社は、保険契約を解除した場合に、返戻金（第19条）があるときはこれを保険契約者に支払います。

第15条 保険契約を解除できない場合

- ① 当会社は、次のいずれかの場合には、第14条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。
1. 当会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者^①が告知（第13条）をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者^①に対し、告知（第13条）をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 当会社が、保険契約の締結後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1カ月が経過したとき
 5. 保険契約が責任開始時^②の属する日から2年をこえて有効に継続したとき
- ② 第①項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者^①が、第13条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

第15条 備考

① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

② 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。

第16条 重大事由による解除

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。
1. 以下の保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、以下のいずれかの者が事故招致^①をした場合

保険金等	事故招致した者
死亡保険金および死亡給付金 ^②	保険契約者 死亡保険金受取人
この保険契約の災害死亡保険金	保険契約者 被保険者 死亡保険金受取人

2. この保険契約の以下の保険金等の請求に関し、以下の者に詐欺行為^③があった場合

保険金等	詐欺行為を行なった者
死亡保険金、死亡給付金および災害死亡保険金	死亡保険金受取人

3. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合ア. 暴力団、暴力団員^④、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められることイ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

第16条 備考

① 事故招致の未遂を含みます。

② 他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。

③ 詐欺行為の未遂を含みます。

④ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第16条 備考

- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
4. 次のアまたはイなどにより、当会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第3号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ア. 他の保険契約が重大事由により解除されること
 - イ. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されること

- ② 当会社は、保険金または給付金の支払事由が発生した後においても、第①項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、第①項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金または給付金^⑤の支払いをしません。また、この場合に、すでに保険金または給付金を支払っていたときにはその返還を求めることができます。
- ③ 本条の規定によるこの保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- ④ 死亡保険金受取人に解除の通知を行なうときには、当会社がそのうちの1人に対して行なった通知はその他の死亡保険金受取人に対してもその効力を有するものとします。
- ⑤ 当会社は、この保険契約を解除した場合に、返戻金（第19条）があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ⑥ 第⑤項の規定にかかわらず、当会社は、第①項第3号の規定によりこの保険契約を解除した場合で、保険金または給付金の一部の受取人に対して第②項の規定を適用し保険金または給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金または給付金に対応する部分については第⑤項の規定を適用し、その部分の返戻金（第19条）を保険契約者に支払います。

⑤ 第①項第3号のみに該当した場合で、第①項第3号アからオまでに該当した者が、死亡保険金受取人のみであり、その受取人が保険金または給付金の一部の受取人であるときは、保険金または給付金のうち、その受取人に支払われるべき保険金または給付金をいいます。

5 解約・無効について

第17条 保険契約の解約

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向って保険契約を解約することができます。この場合、当会社は、返戻金（第19条）があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ② 保険契約者は、保険契約を解約する場合には、当会社の定める書類を提出してください。



「当会社の定める書類」

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第18条 詐欺による取消し、不法取得目的による無効

- ① 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の詐欺により保険契約を締結したときには、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が保険金または給付金を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的で保険契約を締結した場合には、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第19条 返戻金の支払い

- ① 保険契約が解除されまたは解約（一部解約（第20条）を含みます。）された場合の返戻金は、その経過した年月数により計算します。
- ② 保険契約者は、当会社の定める書類を提出して、返戻金を請求してください。
- ③ 返戻金の支払いの場所と時期については、第8条（保険金および給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。



「当会社の定める書類」

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

6 内容の変更について

第20条 保険契約の一部解約

- ① 保険契約者は、一部解約後の第2保険期間の死亡保険金額が当会社の定める限度を下回る場合を除き、保険契約の一部を解約することができます。この場合、死亡保険金額はその割合に応じて減額されるものとし、当会社は、返戻金（第19条）があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ② 第①項の一部解約をする場合には、保険契約者は、当会社の定める書類を提出してください。



「当会社の定める書類」

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

7 保険契約者・死亡保険金受取人の変更などについて

第21条 当会社への通知による死亡保険金受取人の変更

- ① 保険契約者は、保険金または給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、当会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 保険契約者は、第①項の通知をする場合には、当会社の定める書類を当会社に提出してください。
- ③ 第①項の通知が当会社に到達する前に、変更前の死亡保険金受取人に保険金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から保険金または給付金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。



「当会社の定める書類」

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第22条 遺言による死亡保険金受取人の変更

- ① 第21条に定めるほか、保険契約者は、保険金または給付金の支払事由が発生するまでは、法令上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 第①項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 第①項および第②項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することができません。
- ④ 保険契約者の相続人が第③項の通知をするときは、当会社の定める書類を当会社に提出してください。

第23条 死亡保険金受取人の死亡

- ① 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- ② 第①項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- ③ 第①項および第②項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第24条 保険契約者の変更

- ① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 第①項の場合には、保険契約者は、当会社の定める書類を提出してください。



「当会社の定める書類」

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第25条 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者

- ① 保険契約について保険契約者が2人以上あるときには、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、保険契約について他の保険契約者を代理するものとしてします。
- ② 第①項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、保険契約について当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- ③ 第①項および第②項の規定は、死亡保険金受取人またはその相続人が2人以上ある保険契約において、それらの者が保険金または給付金を請求する場合に準用します。

第26条 保険契約者の連帯責任

保険契約について保険契約者が2人以上あるときには、各保険契約者は、連帯して保険契約上の責任を負うものとします。

第27条 保険契約者の住所等の変更

- ① 保険契約者が住所または通信先を変更したときには、直ちに当会社の本社または当会社の指定した場所に通知してください。
- ② 保険契約者が第①項の通知をしなかったときには、当会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

8 その他**第28条 死亡保険金受取人による保険契約の存続**

- ① 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が当会社に到達した時から1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、

第①項の解約はその効力を生じません。

1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 死亡保険金受取人は、第②項の通知をする場合には、当会社の定める書類を当会社に提出してください。
- ④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金または給付金の支払事由が生じ、当社がその保険金または給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人に支払います。

第29条 年齢の計算

被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。

第30条 年齢または性別の誤りがあった場合の取扱い

- ① 保険契約の申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が当会社の契約する年齢の範囲外のときには保険契約を無効として、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときには実際の年齢に基づいて当会社の定める方法により保険契約を継続させるものとします。
- ② 保険契約の申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて当会社の定める方法により保険契約を継続させるものとします。

第31条 時効

保険金、給付金、返戻金（第19条）、積立金^①または社員配当金を請求する権利は、3年間請求がないときには、時効によって消滅します。

第32条 法人契約特則の適用

保険契約者または死亡保険金受取人が会社、官公署等の団体（団体の代表者を含みます。）である場合には、法人契約特則を適用します。

第33条 電磁的方法による保険契約の申込み手続き等に関する特則

- ① 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法^①により、保険契約の申込みおよび告知をすることができるものとします。
- ② 第①項のほか、当社は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が当社に提出する書類について、書面に代えて電磁的方法^①により提出することを認めることがあります。

（平成18年9月2日実施）
（平成31年4月1日改正）

第31条 備考

- ① 当会社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

第33条 備考

- ① 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が悪化したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・渴
・ 転倒・転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露 ^① （W20～W49）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮 ^{でき} の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥〈吸引〉 胃内容物の誤嚥〈吸引〉（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥〈吸引〉（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥〈吸引〉（W80）
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・ 煙、火および火災への曝露（X00～X09）	
・ 熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病など）
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49） ^{②③}	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行および移動（X51）（乗り物酔いなど） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	・ 合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの ^③	
・ 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・ 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・ 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

備考

① 「曝露^{ばくろ}」とは、その環境にさらされることをいいます。

② 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

③ 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

別表2 対象となる特定感染症

対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りです。)	U04

別表3 既払込保険料相当額

既払込保険料相当額は一時払保険料相当額とします。ただし、保険契約の一部解約が行なわれた場合には、次の算式によって計算される金額とします。

$$\text{一部解約直前の既払込保険料相当額} \times \{1 - (\text{保険契約の一部解約の割合})\}$$

法人契約特則

第1条 特則の内容

この特則は、保険契約者または死亡保険金受取人が会社、官公署等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体等」といいます。）である場合の特別な取扱いについて定めたものです。

第2条 保険金および給付金の請求手続き

団体等を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体等から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出して保険金または給付金を請求してください。ただし、遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人についての書類で足りるものとします。

1. 被保険者または死亡退職金等の受給者が請求内容について確認した書類
2. 団体等が保険金または給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払ったことを証する書類
3. 団体等が前2号の被保険者または死亡退職金等の受給者について本人であることを確認した書類

第3条 保険金または給付金を支払わない場合

保険金または給付金の支払事由が発生した場合に、保険契約者または死亡保険金受取人である法人の代表者（法人の代表権を有する者が複数のときは、その各人とし、以下同じ。）に故意または重大な過失があるときは、これを保険契約者または死亡保険金受取人である法人の故意または重大な過失とみなし、普通保険約款の保険金または給付金を支払わない場合の規定を適用します。

第4条 保険契約者の告知義務

保険契約の締結の際、申込書にその法人の代表者として記名・押印した者またはその法人の役職員で保険契約者としての法人の職務を代行する権限を与えられている者が行なう告知は、普通保険約款に定める保険契約者の告知とみなします。